

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正案について  
(改正概要)

令和 2 年 11 月  
国土交通省総合政策局  
安心生活政策課

## I. 改正の背景

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 12 月に各種施設等のバリアフリー化の整備目標等を定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を制定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携して、バリアフリー化を推進してきたところ。

今般、現行の基本方針におけるバリアフリー化の整備目標が令和2年度までの期限となっていることから、令和元年11月より、学識経験者、障害者団体及び事業者団体の代表等から構成された「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和3年度以降の次期目標の設定に向けて検討を重ねてきたところ、今月に「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)」が取りまとめられたことを受け、今般基本方針を改正する。

## II. 改正の概要

### 1. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正

(1) 目標期間: 令和3年度から令和7年度までの5年間

(現行目標期間は平成 23 年度から令和2年度までの 10 年間)

(2) 目標内容: 別添資料「新旧対照表」及び「参考資料」を参照。主要な項目は以下のとおり。

#### ① 旅客施設に関する目標

- ・バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内図記号による標識等)を設置する(新規)
- ・鉄軌道駅及びバスターミナルについて、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって基本構想の生活関連施設に位置づけられた施設を原則として全てバリアフリー化する(対象拡充)
- ・旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の施設を原則全てバリアフリー化する(対象拡充)

#### ② 車両等に関する目標

- ・新幹線の車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める(新規)
- ・乗合バス車両について、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約

50%をバリアフリー化した車両を含む運行とする(新規)

- ・ユニバーサルデザインタクシーについて、各都道府県における総車両数の約 25%に導入する(新規)

### ③建築物に関する目標

- ・床面積の合計が 2,000m<sup>2</sup> 以上の特別特定建築物の総ストックの約 67%をバリアフリー化する(目標引き上げ)
- ・床面積の合計が 2,000m<sup>2</sup> 未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進する(新規)
- ・公立小学校等については、別に定めるところにより、障害者対応型便所、スロープ、エレベーター等の設置等のバリアフリー化を実施する(新規)

### ④信号機等に関する目標

- ・主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については、原則として全てについて音響機能付加信号機とする(新規)
- ・主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については、原則として全てについてエスコートゾーンとする(新規)

### ⑤基本構想等に関する目標

- ・移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、約 350 自治体とする(新規)
- ・基本構想の作成市町村数について、約 450 自治体とする(新規)

### ⑥移動等円滑化に関する国民の理解と協力(心のバリアフリー)に関する目標

- ・移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備する(新規)
- ・「心のバリアフリー」という用語の認知度について、約 50%とする(新規)
- ・高齢者、障害者等の立場を理解して行動できている人の割合について、原則として 100%とする(新規)

## Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)

公 布 令和2年中

施 行 令和3年4月1日